

別表（第2条、第3条、第5条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供するサービス種別等の区分	4 支給単価	5 支給申請書提出先
医療機関等物価高騰対策支援事業	県内に所在する病院、診療所、助産所、薬局を運営する事業者（法人又は個人）	病院、診療所（有床） ※保険医療機関に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり700,000円 ・ 1床当たり44,000円を加算 ※休床の病床は支給対象外 	福祉保健部 健康医療局 医療政策課
		診療所（無床）、歯科診療所 ※保険医療機関に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり200,000円 	
		助産所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり70,000円 	
		薬局 ※保険薬局に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり70,000円 	福祉保健部 健康医療局 医療・保険課
高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業	県内に所在する高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人	訪問系事業所（介護予防サービス・総合事業含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護ステーション ・ 訪問リハビリテーション ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり70,000円 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指定を受けている場合に限り、申請可能。 ※他のサービスと一体的に運営されている場合、併給可能。 ※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サービスを提供する施設の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ、支給申請を行うことができる。 ※障がい者福祉施設物価高騰対策支援事業の訪問系事業所の区分において応援金を受給する場合、本事業での受給はできない。 	福祉保健部 ささえあい 福祉局長寿社会課
		通所系事業所（介護予防サービス・総合事業含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 通所リハビリテーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり 20,000円（定員29人以下） 35,000円（定員30人以上） ・ 定員等1人当たり2,000円を加算 ※「定員等」は、令和4年9月の平均実利用者人数（小数点以下四捨五入）とする。 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指定を受けている場合に限り、申請可能。 ※他のサービスと一体的に運営されている場合、併給可能。 	

		<p>入所・居住系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 介護療養型医療施設 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス） ・ 養護老人ホーム ・ 有料老人ホーム ・ 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり 70,000円（定員9人以下） 100,000円（定員10人以上29人以下） 150,000円（定員30人以上） ・ 定員等1人当たり5,500円を加算 <p>※「定員等」は、令和4年9月の平均実利用者人数（小数点以下四捨五入）とする。</p> <p>※有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に関しては、他に本応援金と同趣旨の物価高騰対策として金銭支給を受ける場合は、併給不可。</p>	
		<p>短期入所施設（介護予防サービス含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護（空床利用型を除く） ・ 短期入所療養介護（空床利用型を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり 70,000円（定員9人以下） 100,000円（定員10人以上29人以下） 150,000円（定員30人以上） ・ 定員等1人当たり5,500円を加算 <p>※「定員等」は、令和4年9月の平均実利用者人数（小数点以下四捨五入）とする。</p> <p>※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。</p> <p>※他のサービスと一体的に運営されている場合、併給可能。</p>	
		<p>居宅介護支援事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり70,000円 <p>※他のサービスと一体的に運営されている場合、併給可能。</p>	
		<p>多機能型施設（介護予防サービス含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり35,000円 ・ 定員等1人当たり2,000円を加算 <p>※「定員等」は、令和4年9月の平均実利用者人数（小数点以下四捨五入）とする。</p> <p>※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。</p> <p>※他のサービスと一体的に運営されている場合、併給可能。</p>	

障がい児福祉施設物 価高騰対策支援事業	県内に所在する 障害福祉サー ビス事業所等 を運営する法人	入所系施設 ・ 障害児入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり150,000円 ・ 定員1人当たり7,000円を加算 	福祉保健部 ささえあい 福祉局子ども発達支援 課
		通所系事業所 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり35,000円 ・ 定員1人当たり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場 合、併給可能。(多機能型事業所を含む) 	
		訪問系事業所 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり15,000円 ※他のサービスと一体的に運営している場 合、併給可能。(多機能型事業所を含む) 	
		相談等事業所 ・ 障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり15,000円 ※他のサービスと一体的に運営している場 合、併給可能。 	
障がい者福祉施設物 価高騰対策支援事業	県内に所在する 障害福祉サー ビス事業所等 を運営する法人	入所系施設 ・ 施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり150,000円 ・ 定員1人当たり7,000円を加算 ※障害者支援施設が実施する日中系サー ビスとの併給可能。 	福祉保健部 ささえあい 福祉局障がい福祉課
		居住系施設 ・ 療養介護 ・ 共同生活援助 ・ 宿泊型自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり70,000円 ・ 定員1人当たり6,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場 合、併給可能。(多機能型事業所を含む) 	
		通所系事業所 ・ 生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり35,000円 ・ 定員1人当たり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場 合、併給可能。(多機能型事業所を含む) 	
		短期入所施設 ・ 短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり20,000円 ・ 定員数と令和4年9月の実利用者 数のうち、少ない人数1人当たり 2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場 合、併給可能。(多機能型事業所を含む) 	
		訓練・就労系事業所 ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型） ・ 就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり20,000円 ・ 定員1人当たり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場 合、併給可能。(多機能型事業所を含む) 	

		<p>訪問系事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり70,000円 <p>※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サービスを提供する施設の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ、支給申請を行うことができる。</p> <p>※高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業の訪問系事業所の区分において応援金を受給する場合、本事業での受給はできない。</p>		
		<p>相談等事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助 ・ 就労定着支援 ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり15,000円 <p>※計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のうち、複数のサービスを提供する事業所の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ、支給申請を行うことができる。(相談等事業所に限る)</p>		
<p>救護施設物価高騰対策支援事業</p>	<p>県内の救護施設を運営する法人</p>	<p>救護施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり150,000円 ・ 定員1人当たり7,000円を加算 	<p>福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課</p>	
<p>保育施設等物価高騰対策支援事業</p>	<p>県内の保育施設等を運営する事業者</p>	<p>保育施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 地域型保育事業所 ・ 届出保育施設 <p>ただし、在園児に係る給食費(食材費含む)又は光熱水費を施設が負担していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童1人当たり2,580円 <p>※児童数は令和4年10月1日時点とする。</p>	<p>子育て・人財局 子育て王国課</p>	
		<p>こども食堂</p> <p>ただし、市町村から事業の委託又は運営費の補助を受けて運営している施設を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり58,000円 		<p>子育て・人財局 家庭支援課</p>
		<p>児童養護施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設 ・ 乳児院 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 児童心理治療施設 ・ 母子生活支援施設 ・ 里親 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童等1人当たり6,480円 ・ 通所児童等1人当たり3,240円 <p>※児童等人数は令和4年10月1日時点とする。</p>		
		<p>DV被害者等支援施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり28,000円 		